

監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成25年8月12日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成25年6月28日（金）
- 2 監査対象部局 教育部学校教育課教育施設整備室
上下水道部水道工務課
- 3 監査の対象 梅美台小学校増築工事
宮ノ裏浄水場改良工事

4 監査の方法

市の事務事業の執行に係る工事について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、当該工事の計画や建物等の維持管理などが適正であるかどうかを主眼とし、提出された監査資料に基づき担当職員から聴取するとともに、現地の確認を行った結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

5 監査結果

【上下水道部水道工務課】

当該事業については、継続費を設定していたが、最終年度である平成24年度中に事業が完了せず、結果として翌年度へ繰り越されたものである。

当該事業に限らず、各種の工事や事業計画においては、現実として突発事象等によりやむを得ない状況も発生するものと推察するが、工期の延長や契約金額の積み増し等による変更契約を安易に締結することや、予算の繰越を

極力回避すべく、設計段階や計画段階におけるより一層の精査と、適切な進行管理による迅速な対応と事業者への指導に努められたい。